

「令和8年度横浜市養育支援ヘルパー派遣事業の受託者募集」に関する質問票

募集要項等に関する質問について

受託希望者は、募集要項等に質問があり、回答を求める場合には、次のとおり取扱うこととします。

1 質問の方法

この質問票に記入し、期限までにEメールで送付してください。回答予定日までに回答します。
なお、この方法によらない質問には、回答しません。

2 期限

令和8年1月26日(月)

3 送付先

横浜市こども青少年局中央児童相談所 松野(kd-chuojiso@city.yokohama.jp)
電話 045(260)6528(直通)

4 回答予定日

令和8年1月28日(水)

5 注意事項

(1)本件は、令和8年度予算が横浜市会において議決されることが条件となります。

(2)受託申込み後、当該募集要項等について、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

No.	資料名	ページ	番号等	質 問	回 答
1	仕様書	3頁	10 キャンセル料	当日キャンセルの場合、シッター(ヘルパー)へは、労働基準法第26条給与保障がございます。 養育支援家庭の場合、当日キャンセルが一般家庭より多く事業所負担がかなり大きいです。キャンセル規定、料金の見直しのご検討いただけますと幸いです。	キャンセル料金の見直しにつきましては、昨年度に引き続き、類似事業の状況や制度上の位置づけを踏まえながら検討します。
2	仕様書	3頁	9 委託料	養育支援ヘルパー(1回2時間当たりの単価)が産前産後と同じ料金なののはなぜでしょうか、背景や内容が重いケースに対して対応するヘルパーへ還元率を上げたいです。交通費や時間外も事業者負担の為もう少し時代背景に寄り添てご検討いただきたいです。	事業によってコーディネートをどの機関が担うかなどの差異がありますが、両事業で共通する家事・育児支援の性質や担い手確保の必要性を踏まえ、今回は両事業の単価を引き上げ同額に統一しました。 料金の見直しについて、類似事業の状況を踏まえて今後とも検討します。
3	仕様書	4頁	16 関係書類の整備	現在も受託していますが、「養育支援家庭訪問計画書」をいただけないケースがございます。訪問目的を明確するためにも確実に送付いただくことは可能でしょうか。	支援開始時に養育支援家庭訪問計画書を事業所に共有することとなっています。支援の目的の共有を含め確実に送付するよう周知いたします。
4	仕様書	4頁	12(2) サービス提供方法	養育支援ヘルパーは、常に派遣対象者と対面で対応する業務であり、訪問時にはさまざまな不安を抱えながら支援を行っております。 そのため、日々変化する対象者の状況を実際に把握していただき、児童相談所と密に連携した支援体制が重要であると考えております。 しかしながら、現在は児童相談所ごとに対応や判断にばらつきがあるように感じられ、支援の進め方に戸惑う場面もございます。 つきましては、各児童相談所における対応の足並みをできる限り揃えていただくことをご検討いただけますと幸いです。	支援の進め方で戸惑いや混乱を招いてしまうことについては申し訳ございません。個別のケース状況により支援方針や判断については異なるため、同じ様なケースでも違う判断となることがあります。必要に応じて、組織的な判断の下、支援方針の確認を行います。今回のご意見については4所で共有いたします。
5	仕様書	2頁	7	「日数は、児童相談所長が認める範囲」とございますが、派遣対象者様の状況・状態によって変わってくるとは思われますが、順調に支援を行えた場合、大体の目安となる期間の設定はございますでしょうか?	本事業の導入については、支援方針を6か月ごとに見直しています。おっしゃるように派遣期間は個別性が高いですが、適時あるいは見直しごとに派遣の継続について評価しているところです。そのため、数か月程度で終了する場合や数年派遣を継続する場合など様々な状況です。
6					
7					
8					
9					
10					